



# 2019年度 兵庫労働衛生行政のあらまし

## 労働者が安心して働ける職場環境をめざして

兵庫労働局労働基準部健康課

### ◆ 2019年度 兵庫労働衛生行政のポイント ◆

#### ◎ 過労死等の防止対策の推進

働き方改革関連法による改正労働安全衛生法に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働者に対する面接指導等の強化の徹底

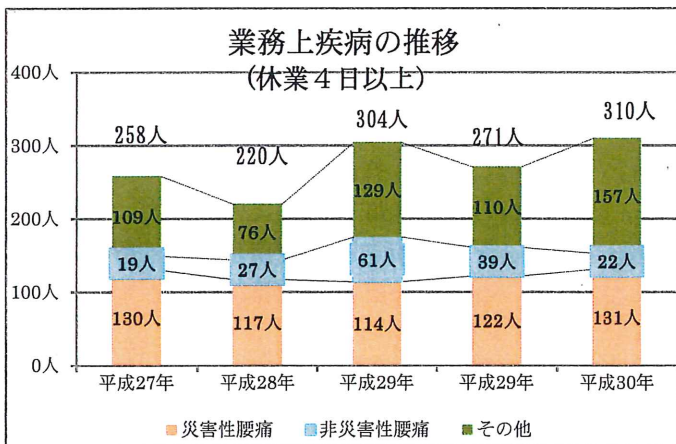
#### ◎ メンタルヘルス・健康管理対策の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知・指導、ストレスチェック制度の徹底、労働者の健康管理対策の推進

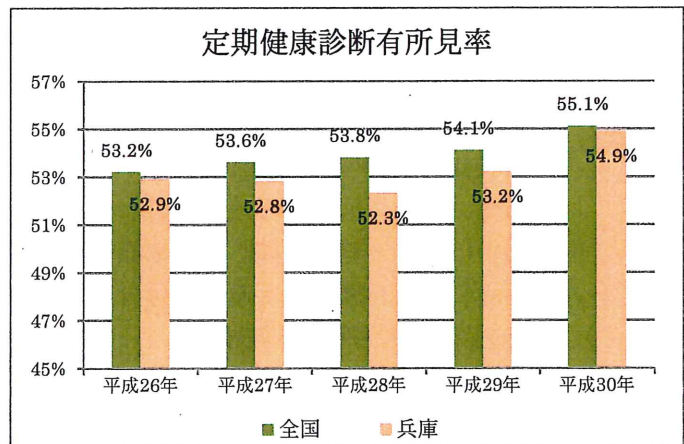
#### ◎ 治療と仕事の両立支援対策の推進

両立支援ガイドラインの周知、兵庫県地域両立支援推進チームの活動を通しての両立支援の取組の促進、兵庫産業保健総合支援センターなどの県内関係機関による支援事業の周知

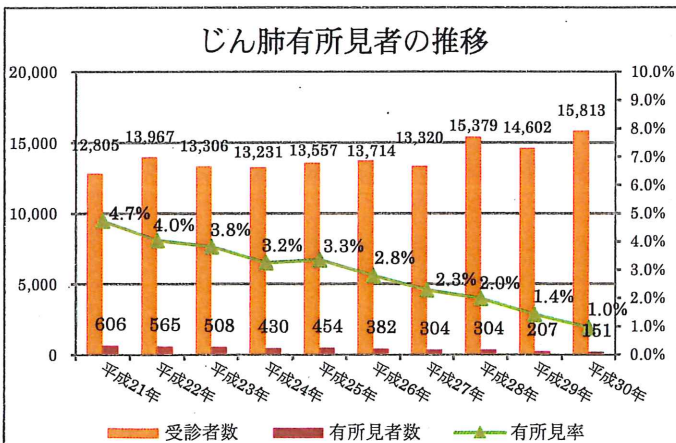
### 1 兵庫県下における労働衛生の現況



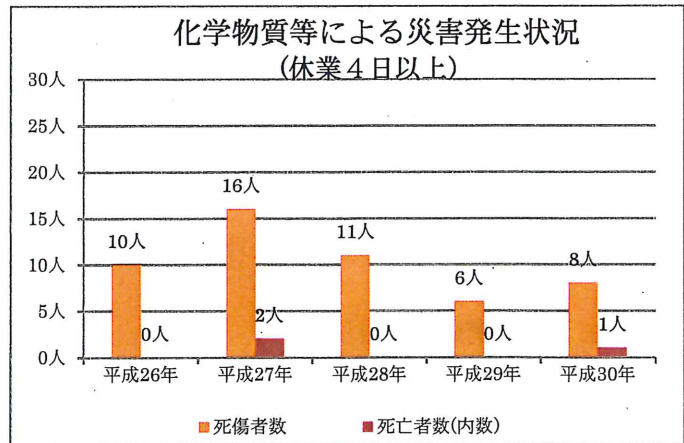
腰痛が約5割を占めています。



50%台前半で推移していますが、長期的には上昇傾向です。



有所見者数は減少し、有所見率も低下傾向です。



平成30年は、有機溶剤中毒、酸素欠乏症などが発生しました。

### 2 主要な労働衛生対策

#### (1) 過労死、過重労働による健康障害防止対策

働き方改革関連法による労働安全衛生法の改正により、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する医師による面接指導等」が強化されます。長時間労働やメンタルヘルス不調などによって、

健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等の確実な実施の徹底を図ります。

(2) メンタルヘルス対策

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知・指導を行います。また、ストレスチェックの実施の徹底を図るため、引き続き、労働者数 50 人以上の事業場に対して重点的な指導等を行うとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、適切な実施を促進します。

(3) 労働者の健康確保対策

健康診断後の有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置について、9月の「職場の健康診断実施強化月間」において重点的な周知・指導を行うなど、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知、利用勧奨を行います。

(4) 治療と仕事の両立支援対策

働き方改革実行計画に基づき、平成 28 年 2 月に示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知するほか、兵庫県地域両立支援チーム（兵庫県内の関係機関により構成）で作成したリーフレットにより県内の相談先機関の周知を図ります。

(5) 化学物質による健康障害防止対策

化学物質を製造し又は取り扱っている事業場に対し、化学物質対策に係る関係法令及びがん原性指針に基づく措置の履行確保を計画的に図ります。また、平成 28 年 6 月に義務化された化学物質リスクアセスメントの実施についての指導、各支援策（厚生労働省委託事業における化学物質管理無料相談窓口など）の活用の勧奨を行います。

(6) 石綿による健康障害防止対策

石綿使用の建築物の解体作業について、石綿障害予防規則等に基づく措置の履行を徹底するとともに、石綿に関する届出等の改正が行われた場合には、改正内容の周知徹底を図ります。また、石綿の製造禁止に関し、輸入に際して予め石綿の有無の確認を行うこと及び引き続き使用している既存石綿含有製品の有無を確認して適正に処分等を行うことについて、引き続き周知・指導を行います。

(7) その他の職業性疾病予防対策

ア 熱中症の予防対策

職場における熱中症の予防について、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、JIS規格に適合した暑さ指数計による WBGT 値を活用しての作業環境管理、作業管理、健康管理等の実施を推進します。

イ 粉じん障害防止対策

第 9 次粉じん障害防止総合対策（平成 30 年度～平成 34 年度）に基づき、①屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業②ずい道等建設工事③アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業④金属等の研ま作業等にかかる粉じん障害防止対策を推進します。

ウ 腰痛予防対策

腰痛予防指針に基づき、社会福祉施設等に対して業務の実態を踏まえた効果的な対策について周知を図ります。

エ 受動喫煙防止対策

平成 27 年 6 月に施行された改正労働安全衛生法及び関係通達の内容を踏まえ、事業場における受動喫煙防止対策に係る取組を積極的に推進するとともに、受動喫煙防止対策助成金、相談支援等の事業について、引き続き利用促進を図ります。

(8) 安全衛生優良企業公表制度の運用

平成 27 年 6 月 1 日から運用が開始された安全衛生優良企業公表制度について、多くの企業が活用されるよう周知を図ります。